

鳥取県立米子産業体育館指定管理者募集要項

鳥取県立米子産業体育館（以下「米子産業体育館」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、令和6年4月1日から施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を次のとおり募集する。

1 施設の概要

名 称	鳥取県立米子産業体育館																							
所 在 地	米子市東福原8丁目27番1																							
設置目的	産業とスポーツの振興を図る活動を推進するため																							
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート造 3階建																							
敷地面積	20,925.2平方メートル																							
建築面積	8,257.93平方メートル																							
開 館	昭和57年11月																							
主な施設内容	大体育館 1,836平方メートル 小体育館 493平方メートル 観客席 2,037人（大体育館）（車いす席4席）																							
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>大体育館</th> <th>小体育館</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バスケットボール</td> <td>2面</td> <td>1面</td> </tr> <tr> <td>バレーボール</td> <td>3面</td> <td>1面</td> </tr> <tr> <td>バドミントン</td> <td>12面</td> <td>3面</td> </tr> <tr> <td>卓球</td> <td>15台</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>ハンドボール</td> <td>1面</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>テニス</td> <td>3面</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			種 目	大体育館	小体育館	バスケットボール	2面	1面	バレーボール	3面	1面	バドミントン	12面	3面	卓球	15台	4台	ハンドボール	1面	—	テニス	3面	—
種 目	大体育館	小体育館																						
バスケットボール	2面	1面																						
バレーボール	3面	1面																						
バドミントン	12面	3面																						
卓球	15台	4台																						
ハンドボール	1面	—																						
テニス	3面	—																						
	会議室																							
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>会議室</th> <th>面 積</th> <th>定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トレーニング室兼中会議室1</td> <td>153平方メートル</td> <td>100人</td> </tr> <tr> <td>トレーニング室兼中会議室2</td> <td>153平方メートル</td> <td>100人</td> </tr> <tr> <td>トレーニング室兼中会議室3</td> <td>153平方メートル</td> <td>100人</td> </tr> <tr> <td>小会議室1</td> <td>65平方メートル</td> <td>45人</td> </tr> <tr> <td>小会議室2</td> <td>65平方メートル</td> <td>45人</td> </tr> </tbody> </table>			会議室	面 積	定 員	トレーニング室兼中会議室1	153平方メートル	100人	トレーニング室兼中会議室2	153平方メートル	100人	トレーニング室兼中会議室3	153平方メートル	100人	小会議室1	65平方メートル	45人	小会議室2	65平方メートル	45人			
会議室	面 積	定 員																						
トレーニング室兼中会議室1	153平方メートル	100人																						
トレーニング室兼中会議室2	153平方メートル	100人																						
トレーニング室兼中会議室3	153平方メートル	100人																						
小会議室1	65平方メートル	45人																						
小会議室2	65平方メートル	45人																						
	駐車場 乗用車382台（うち、ハートフル駐車場9台）																							

2 指定管理者が行う業務

(1) 業務の内容

指定管理者は、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行うこと。なお詳細は、別添「鳥取県立米子産業体育館管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

ア 米子産業体育館の施設設備の維持管理に関する業務

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第1号。以下「産業体育館設置条例」という。）に基づく米子産業体育館の施設設備の維持管理に関する業務（施設の清掃、保安警備、保守管理及び修繕等）

イ 米子産業体育館の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務

産業体育館設置条例及び体育施設条例に基づく利用の許可、適正な管理に必要な利用者への措置命令、施設からの退去命令、利用許可の取消し、利用料金の徴収及び利用料金の減免

ウ その他米子産業体育館の管理運営に必要な業務

来館者の受付及び案内、附属設備及び備品の貸出、利用指導又は操作及び利用者へのサービス提供（自動販売機による物品の販売を含む。）並びに施設の利用促進に関すること。

エ スポーツの普及振興

スポーツ教室等のスポーツの普及振興に係る事業の実施に関すること。（なお、令和4年度のスポーツ教室の実績は、資料1「スポーツ教室等の実施状況」のとおり。）

オ 障がい者が暮らしやすい社会づくりの推進

障がい者が利用しやすい施設運営及び障がい者スポーツの普及振興に係る事業の実施に関すること。

(2) 管理の基準（業務運営の基本的事項）

指定管理者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき、米子産業体育館の適切な管理運営を行うこと。

ア 基本方針

指定管理者は、委託業務の遂行に当たり、県民が広く利用する公の施設としての性格を十分認識し、利用者にとって快適な施設の環境づくりや米子産業体育館の利用の促進を目指し、もって本県の産業振興、スポーツ振興、障がい者が暮らしやすい社会づくりの推進及び県民の心身の健全な発展に資すること。

また、米子産業体育館の施設設備について、日常又は定期的に必要な保守業務及び点検業務を行うとともに、最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めること。

イ 基本的事項

(ア) 開館時間

米子産業体育館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。

ただし、知事から指示があった場合には、指定管理者は、開館時間を臨時に変更することができる。

この場合において、開館時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まないものであること

(イ) 休館日

米子産業体育館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。

ただし、知事から指示があった場合には、指定管理者は、休館日を臨時に変更することができる。

なお、とっとり県民の日条例（平成10年鳥取県条例第13号。以下「県民の日条例」という。）及びとっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則（平成10年鳥取県規則第34号。以下「県民の日規則」という。）の規定を満たすため、とっとり県民の日（9月12日）、9月の第2土曜日及びその翌日は開館すること。

(ウ) 利用の許可

米子産業体育館の利用の許可について、産業体育館設置条例第6条の規定の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き、利用の許可を行うこと。

a 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

b 米子産業体育館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき

c 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

d 上記の場合のほか、米子産業体育館の管理上支障があるものとして、規則で定める場合に該当するとき。

なお、指定管理者は、cに該当する利用でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

(エ) 利用の制限

産業体育館設置条例第7条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者に対して、米子産業体育館の利用を拒み、又は米子産業体育館からの退去を命ずることができること。

a 米子産業体育館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をする者

b 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食する者

c 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をする者

d 上記のほか、米子産業体育館の管理上支障があると認められる者として管理規則で定める者

(オ) 措置命令

産業体育館設置条例第8条の規定に基づき、米子産業体育館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができること。

(カ) 利用許可の取消し

産業体育館設置条例第9条の規定に基づき、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができること。

- a 産業体育館設置条例若しくは規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- b (オ) の命令に従わないとき。
- c 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- d 利用許可の条件に違反したとき。
- e 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- f 上記に掲げる場合のほか、米子産業体育館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(キ) 利用料金

米子産業体育館の利用料金は、資料2に定める金額を標準として、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。

この場合において、知事が承認する利用料金の額は、原則として、募集時に提出された事業計画書のとおりとし、指定期間中に利用料金をこれより高く設定することは認めない。ただし、法令の改正、新たなサービスの付加、物価高騰への対応等により、指定期間中に料金改定する場合は、この限りではない。なお、スポーツ教室等のスポーツの普及振興に係る事業の料金は除く。

(ク) 利用料金の減免

- a 資料3に掲げる場合には米子産業体育館の利用料金を減免するものとし、その旨規定した減免に関する基準を作成し、あらかじめ知事の承認を得ること。

また、資料3に掲げる場合のほか、指定管理者が自らの判断において利用料金の減免を行おうとする場合も同様とする。

- b 県民の日条例及び県民の日規則の規定に基づき、とっとり県民の日（9月12日）、9月の第2土曜日並びにその翌日には、利用料金（設備利用料を除く）は徴収しないこと。

なお、専用利用にあつては、とっとり県民の日の主旨にふさわしい行事を行う場合に限る。

(ケ) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項2号において準用する同条第1項の規定及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、米子産業体育館の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならないこと。

(コ) 情報の公開

指定管理者は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「情報公開条例」という。）の規定を遵守し、米子産業体育館の管理に関して保有する情報の公開に関する事務を適切に行うこと。

(サ) 許可等の手続

指定管理者が利用者に対して行う許可、その他の処分、県民からの依頼に対する対応等には、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号。以下「行政手続条例」という。）の規定が適用されるので、利用の許可等（申請に対する処分）を行うための審査基準及び監督処分（不利益処分）を行うための処分基準並びに許可等を行うまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）を定める等、行政手続条例に則った手続を行うこと。

なお、行政手続条例に規定する行政指導については指定管理者に直接適用はないが、指定管理者は、規定の趣旨に則って適切に対応すること。

(3) 留意事項

ア 指定管理者が行う業務の内容の詳細については、仕様書によること。

イ 指定管理者が行う管理業務を一括して他の者に委託することはできないこと。ただし、管理業務のうち、清掃、警備等一部の業務については、専門の事業者へ委託することができること。なお、委託しようとする場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

また、委託する場合には、指定管理者は受託者の業務の実施日、実施場所、実施内容等米子産業体育館の管理に必要な事項を把握し、必要に応じて適切な指示を行うこと。

ウ 県内需要の拡大、県内業者の活用が求められる中、指定管理者は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、管理業務の実施に当たっては県内事業者への発注に努めること。なお、特に委託、工事請負については原則県内事業者へ発注しなければならないが、やむを得ず県外事業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議すること。

また、発注先の事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与え、又は経営幹部が暴力団員と密接な交際をするなどの事実がある法人等）でないこと。

なお、指定管理者は、発注先として選定しようとする業者が暴力団等でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

- エ 指定期間中に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案の内容に応じ、県が施設の改修を行うことがあること。
 またその改修工事等により、一定期間施設の全部又は一部を閉館する可能性があること。
- オ 指定管理者の職員及び業務の委託を受けた者の職員が、通勤のために施設内駐車場を使用する場合は、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の規定に基づき、あらかじめ指定管理者が県の使用許可を受け、その使用料を納入する必要があること。
- カ 3の指定期間中、県が行う施設改修工事等により、一定期間施設の全部又は一部を閉館する可能性があること。

3 指定期間

指定管理者の指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、15の（1）又は（2）により適正な施設管理の継続が困難と認められるときは、当該指定期間の途中においても指定を取り消すことがある。

4 指定管理料及び利用料金の取扱い等

（1）指定管理料の支払

県は、米子産業体育館の管理運営に必要な経費として指定管理料を支払う。

指定期間中の指定管理料の総額は83,169,000円（うち消費税額及び地方消費税の額7,560,818円）を上限として募集時に指定管理者から提出された事業計画書の金額を基に別途協定で定める額とする。各年度の支払額は、協定で定める指定期間中の総額を指定期間の年数で除して得た額を原則とする。法令改正により消費税率が変更になった場合には、原則として県は新たな税率で指定管理料を再算定して指定管理料額を変更する。

なお、上記の指定管理料総額には施設の維持管理に係る燃料・光熱費は含まれない。令和6年度以降の燃料・光熱費は、今後の物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。（平成30年募集時の予定価格7,875,000円に毎年度当初に設定した率を乗じて積算する予定。）

また、指定管理料の支払は、原則四半期ごとに年間の支払計画に基づき行う。

（2）利用料金等の取扱い

米子産業体育館の利用に係る料金収入、自動販売機の設置等の利用者へのサービス提供に伴う収入その他の収入（以下「利用料金等」という。）は、指定管理者が自らの収入として収受する。

なお、協定に定める指定管理料の額及び利用料金等の額の総額が指定管理者の業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県は、その差額を補填しない。

5 県及び指定管理者の責任の分担

県及び指定管理者の責任は、原則として、次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の責任の欄に○印の付いた者が負うものとする。なお、その詳細は、県及び指定管理者が締結する協定で定める。

項 目		責 任	
		県	指定管理者
物価の変動	人件費、光熱水費等物価変動に伴う管理経費の増		○
	急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動	協議事項	
金利の変動	金利の変動に伴う管理経費の増		○
関連法制度の改正	施設等は設置基準の変更に伴う施設等の新築又は改良	○	
	施設等の管理基準の変更に伴う管理費の増	協議事項	
	上記以外のもの		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的現象）に伴う施設等の損壊等により、管理業務が実施できないことによる利用料金収入の減	協議事項	
施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の損傷	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの		○

	上記以外のもの	協議事項	
施設等の改良・修繕	施設等に係る修繕（発注1件当たり50万円未満のものに限る。）		○
	施設の構造及び設備の改良並びに施設等に係る修繕（発注1件当たり50万円以上のものに限る。）	○	
備品の購入	施設の管理の観点から、県が指定管理者に貸与する備品の更新及び県が新たに貸与する備品の購入（ただし、指定管理料等による購入を県が指示又は承認した備品の購入を除く。）	○	
	その他の備品の購入		○
火災保険の加入（建物のみ）		○	
管理業務に要する経費（上記のうち県の責任分担とされたものを除く。）の負担			○
包括的管理責任		○	

※協議事項については、事案の原因ごとに判断する。ただし、第1次責任は、指定管理者が有するものであること。

※修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

※備品とは、性質及び形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が10万円以上のものをいう。

6 応募資格等

(1) 応募資格

米子産業体育館の指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。なお、ア、オからケまで及びシについては、応募後であってもその要件を満たさなくなったときは、指定管理者に係る資格を失うものとする。

ア 鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

イ 12の(3)の面接審査の日の前日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

ウ 12の(3)の面接審査の日の前日において、本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。

エ 募集の受付期間の最終日から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。

カ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次の（ア）から（カ）までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。

（ア）暴力団員を経営幹部とすること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。

（エ）暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に管理業務を委託すること。

（オ）暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。

（カ）経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。

ク 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。

ケ 鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、

常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等（境港管理組合を除く。）でないこと。

コ 応募の日において、地方自治法第244条の2第11項の規定により本県から指定管理者の指定を取り消され、又は指定管理候補者の選定を辞退した法人等（以下「指定取消法人等」という。）にあっては、当該取消し又は辞退の日から起算して3年を経過していること。

サ 応募の日において、米子産業体育館に係る指定取消法人等にあっては、当該取消し又は辞退に係る公の施設の管理に関する条例に定める指定管理者の管理の期間の満了後2回の指定期間を経過していること。

シ コ及びサの応募資格を満たさない指定取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等でないこと。

(2) 複数の法人等による応募

米子産業体育館のサービスの向上又は管理業務の効率的実施を図る上で必要である場合には、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができること。この場合においては、次の事項に留意すること。

ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。

イ グループの構成団体間における管理業務に係る各団体の役割、経費に関する連帯責任の割合等を、別途協定で定めること。

ウ 単独で応募した法人等は、グループ応募の構成団体となることができないこと。

エ 同時に複数のグループの構成団体になることはできないこと。

オ グループの代表となる法人等及び構成団体のすべてが、(1)に掲げる応募資格のすべてを満たす法人等であること。

カ 11の(3)の応募書類のエからサまでは、構成団体ごとに提出すること。

7 募集及び選定等の日程

指定管理者の募集は、次の日程により行う。ただし、面接審査以降の日程は、予定であり、必要に応じて変更する場合がある。この場合において、応募した法人等には、その旨通知を行う。

募集要項の配布	令和5年7月31日から9月13日
質問事項の受付	令和5年7月31日から9月6日
役員名簿の事前提出	令和5年8月29日
現地説明会	令和5年8月30日
募集の受付期間	令和5年7月31日から9月13日まで
面接審査	令和5年10月上旬から中旬 (時間、場所、実施方法等は、応募した法人等に別途通知する。)
審査結果の通知	令和5年10月中旬
指定管理者の指定	令和5年12月下旬(議会の議決を経て行う。)
協定の締結	令和6年3月下旬まで

8 募集要項の配布

募集要項は、令和5年7月31日(月)から同年9月13日(水)までの間に、インターネットのスポーツ課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/sportshinkou/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

- (1) 配布期間 令和5年7月31日(月)から同年9月13日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 鳥取県地域づくり推進部スポーツ課スポーツ振興担当
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220(県庁6階)
電話 0857-26-7919
ファクシミリ 0857-26-8129
メールアドレス sports@pref.tottori.lg.jp

9 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

- (1) 受付期間 令和5年7月31日(月)から同年9月6日(水)まで
- (2) 受付方法 質問票(別紙様式)に記入の上、8の(2)の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

- (3) 回答方法 質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、スポーツ課ホームページにも随時掲載する。

10 現地説明会の開催

- (1) 日 時 令和5年8月30日(水) 13時00分から14時30まで
(2) 場 所 米子産業体育館(米子市東福原8丁目27番1)
(3) 申込方法 現地説明会への参加を希望する旨並びに法人等の名称、代表者名及び参加希望者(各法人等3名まで)を明記の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、令和5年8月16日(水)午後5時15分までに、8の(2)の場所へ申し込むこと。
なお、申込期限までに申し込みがなかった場合は開催しない。

11 応募の手続

- (1) 応募書類の受付期間及び時間
令和5年7月31日(月)から同年9月13日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。
ただし、(3)ク 当該法人等の役員名簿については、1部を令和5年8月29日(火)の午後5時15分までに事前提出を行うこと。(申請書提出の際にも再度提出を行うこと。)
- (2) 応募書類の提出方法及び提出場所
ア 応募書類は、持参又は郵便等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものをいう。以下同じ。)により提出すること。
なお、郵便等による提出は、令和5年9月13日(水)の午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。
イ 応募書類は、8の(2)の場所に提出すること。
- (3) 応募書類
次の書類を提出すること。この場合において、応募書類の作成及び提出に要する費用は、すべて申請を行う法人等の負担とする。なお、各書類の説明は、別紙提出書類一覧を参照すること。
ア 指定管理者指定申請書〔様式1〕
イ 米子産業体育館の管理業務に関する事業計画書〔様式2〕〔様式1-2〕
ウ 米子産業体育館の管理業務に関する収支計画書〔様式3〕
エ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
オ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
カ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
キ 当該法人等の概要(米子産業体育館の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。)を記載した書類〔様式4〕
ク 当該法人等の役員名簿(氏名にふりがなが付され、かつ、住所・生年月日が記載されたもの)
ケ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納(納付期限が到来していないものを除く。)がないことを証明する書類
コ 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書〔様式5〕
サ 指定申請に係る宣誓書〔様式6〕
シ グループ協定書の写し(グループ申請の場合のみ)
- (4) 応募書類の提出部数
正本1部及び副本10部(副本は、複写可とする。)
- (5) 応募に当たっての留意事項
ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属すること。ただし、県は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができること。
イ 応募書類その他の提出された書類は、返却しないこと。
ウ 応募のあった法人等の名称等は、公表すること。
エ 応募のあった法人等が6(1)キの暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等でないことを確認するため、鳥取県警察本部に照会すること。
オ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、議案を審査するために県議会に提出することがあること。
カ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、情報公開条例の規定に基づき開示することがあること。この場合において、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示となるもの

であること。

キ 応募書類の提出期限後、応募書類その他の提出された書類の再提出又は差替えは、原則として認めないこと。

ク (3)の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼する場合があること。

ケ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定手続条例」という。）、産業体育館設置条例その他の関係法令を承知の上で応募すること。

1.2 指定管理者の選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等の委員で構成する地域づくり推進部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）を設置し、選定基準に基づいて各委員が審査した評点の合計点により、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定を行う。

(2) 選定基準

指定管理候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。なお詳細な採点基準は別添「鳥取県立米子産業体育館審査表」のとおりとする。

	選定基準	審査基準	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	・管理の基本的な考え方の適合性 〔 施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針 〕 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は、失格	配点なし (必須)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等） ・管理の基準 〔 開館時間、休館日、利用料金等の設定 個人情報保護、情報の公開 〕 ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ・スポーツの普及振興への理解 ・スポーツの普及振興事業の企画力 ・障がい者に優しい施設利用への理解力 ・障がい者スポーツの普及振興事業の企画力	6.5
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定管理条例第5条第2号)	・収支計画及び見積内容 ・県の指定管理料額（又は県への納入額）の多寡	2.0
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	・法人等の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 〔 障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定、等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等、家庭 教育推進協力企業 〕 ・当該施設の管理運営状況の実績評価 ※申請者が当該施設の現在の指定管理者の場合のみ審査項目とする	3.6

(3) 面接審査等

指定管理候補者の選定に当たっては、応募資格等を審査した後、令和5年10月上旬開催予定の審

査・運営評価委員会において、11の(3)の書類により面接審査を行う。なお、面接審査の日時、場所、実施方法等は、応募書類を提出した法人等に別途通知する。

(4) 指定管理候補者の選定及び公表

(3)の面接審査の後、審査・運営評価委員会での審査結果を踏まえ、指定管理候補者を選定する。

その審査結果は、応募書類を提出した法人等に書面で通知するとともに、当該法人等の名称、点数等を指定管理候補者に選定しようとする法人等の事業計画書と併せてホームページ等で公表する。

(5) 審査・運営評価委員会の審査結果に対する異議申出

ア 応募者又は指定管理候補者に選定しようとする法人等(以下「応募者等」という。)は、審査・運営評価委員会の審査結果に不服があるときは、審査結果の通知を受け取った日から起算して4日以内に、知事(又は教育委員会)に異議を申し出ることができる。この場合において、当該4日間の計算は、その期間に日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日を含まない。

イ 異議の申出は、次の事項を記載した書面により、8の(2)の場所に申し出ること。

(ア) 異議申出をする法人等の名称、住所及び代表者の氏名

(イ) 異議申出の趣旨及び理由

(ウ) 異議申出の年月日

ウ 知事は、異議申出に理由があると認めるときは、これを審査・運営評価委員会の審査に付し、指定管理候補者に選定しようとしていた法人等関係者から意見等を聴取した上で再審査を行い、審査結果を変更した場合は、その再審査結果に応募者等に通知するとともに、ホームページ等で公表する。

なお、再審査結果に対する異議の申出はできない。

(6) 選定対象の除外等

次のいずれかに該当する法人等は、指定管理候補者の選定の対象から除外する。

また、(4)の決定を受けた指定管理候補者が、当該決定後に次のいずれかに該当することとなったときは、当該決定を取り消す。

ア 複数の事業計画書を提出したとき。

イ 審査・運営評価委員会の委員に個別に接触したとき。

ウ 応募書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。

エ 応募書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

オ 応募書類等の提出後に事業計画の内容を変更したとき。

カ その他不正な行為があったとき。

1.3 ネーミングライツ導入前後の対応

鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課では県有施設の知名度向上や運営財源の確保等を目的として、施設の愛称を命名する権利(ネーミングライツ)を取得する法人を募集することとしており、米子産業体育館において新たなネーミングライツが導入されるときは以下の業務の実施に協力すること。

(1) 導入前

ア ネーミングライツに付随する権利(スポンサーメリット)の付与等に係る調整・協議。

(2) 導入後

ア 愛称及びロゴ等の定着、周知、普及。

イ 米子産業体育館で開催される興行等において、当該興行等の主催者等から愛称及びロゴ等を不使用にしたいとの希望が示された場合の行財政改革推進課への報告。

ウ ネーミングライツを取得した法人により、施設内の標識、施設名表示等に愛称及びロゴ等が添加された場合、施設設備の維持管理に関する業務の実施にあわせた、米子産業体育館内に設置されている愛称及びロゴ等が添加された標識、施設名表示等の点検の実施、補修等が必要な場合の行財政改革推進課への報告。

1.4 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、12の(4)により選定した指定管理候補者を米子産業体育館の指定管理者とすることが令和5年12月鳥取県議会において議決された後行う予定である。

(2) 協定の締結

ア 県及び(1)により指定を受けた指定管理者は、業務内容及び管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、令和6年3月末までに協定を締結するものとする。

イ 協定の内容として予定する項目は、次のとおりである。

- (ア) 指定管理者の責務
- (イ) 業務範囲に関する事項
- (ウ) 利用料金の取り扱いに関する事項
- (エ) 県が支払う指定管理料の額及び支払方法等に関する事項
- (オ) 事業報告書に関する事項
- (カ) 適正な施設管理の継続が困難になった場合の措置等に関する事項
- (キ) 責任分担に関する事項
- (ク) 個人情報の保護その他の管理上の留意事項
- (ケ) その他

(3) 留意事項

- ア (1) により指定管理者の指定を受けた者が正当な理由なく(2)の協定の締結に応じない場合は、当該指定を取り消すことがある。
- イ (1) により指定管理者の指定を受けた者が(2)の協定の締結までの間に次のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
 - (ア) 資金事情の悪化等により、適正な施設管理を継続することが確実でないとき。
 - (イ) 著しく社会的信用を損なう行為をしたこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ウ (2) により締結した協定について、協定の締結後、管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、県と(1)の指定を受けた指定管理者が協議の上、この協定を改定することができる。
- エ 指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、管理業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。なお、指定管理者が職員研修への協力を県に求めるときは、県は教育資材の貸し出し等可能な範囲で支援するものとする。また、申請書において、現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する提案を行っている場合は、引き続き施設の管理運営に従事することを希望する者の雇用に努めなければならない。
- オ 指定管理者は、公の施設の管理を行う者として求められる社会的責任の遂行について十分考慮し、障がい者雇用、高齢者雇用、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達、男女共同参画の推進、環境への配慮、あいサポート運動、SDGsの推進等、県が推進している施策について積極的に取り組むよう努めなければならない。

1 5 実施状況の報告等

(1) 業務報告書

指定管理者は、毎月の利用者数、利用促進策の実施状況、収支状況、委託・工事請負発注の状況、管理体制、関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況、会計事務に関する指定管理者自身による内部検査結果等を業務報告書としてまとめ、当該報告書をその翌月15日までに県に提出すること。

(2) 事業報告書

指定管理者は、指定手続条例第9条の規定による事業報告書を毎年度終了後30日以内に県に提出すること。

(3) 事業計画書

指定管理者は、毎年2月末までに当該年度の翌年度の事業計画書を県に提出し、その承認を受けること。

(4) 実施状況の確認

県は、必要があると認めるときは、指定管理者にあらかじめ通知した上で、施設の維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することができる。

(5) 実施状況の評価

ア 県は、指定管理者による施設の管理状況について、毎年度、評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、ホームページで公開する。

イ 県は、評価を行うに当たり、業務報告書及び事業報告書のほか、指定管理者から管理等に関する成果、改善点について報告を求める。

ウ 県は、指定管理期間の中間年度までの実績をもとに、審査・運営評価委員会を開催して施設の管理運営状況について評価を行う。

なお、業務報告書や利用者の声による点検の過程や点検・評価シートの作成において管理状況等についての疑義を生じた場合など、必要があると認めるときは、随時、審査・運営評価委員会を開催し、委員からの意見聴取を行う。

エ 県は、ウの評価の結果について、指定管理者が次期指定管理候補者に応募する場合は、選定時の

審査項目とし、審査に反映させる。

1 6 適正な施設管理の継続が困難になった場合における措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により米子産業体育館の適正な管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがある。
この場合において、指定管理者が県の指定する期間内に改善することができなかつた場合には、県は、同条第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- (2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、米子産業体育館の適正な管理の継続が困難と認められる場合には、県は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- (3) (1) 又は (2) により指定管理者の指定が取り消された場合において、県に損害が生じたときは、当該指定を取り消された指定管理者は、県に、当該損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他県及び指定管理者の責めに帰することができない事由により米子産業体育館の適正な管理の継続が困難となった場合には、県及び指定管理者は、当該管理の継続の可否について協議するものとする。

1 7 災害時の施設使用

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、指定管理者は、米子産業体育館の使用について県の指示に従わなければならない。
 - ア 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、米子産業体育館を閉館し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。
 - イ 米子産業体育館について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。
 - ウ 米子産業体育館について、米子市から、米子市地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。
- (2) (1) の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。
- (3) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のために米子産業体育館を閉館する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉館すること。
- (4) 米子産業体育館は米子市の指定緊急避難場所（屋外）として指定されており、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときに、一時的に避難して身の安全を確保するための緊急避難場所として使用される場合があること。
避難所等として利用したことにより生じた経費及び市の責により生じた損害にかかる費用は市の負担とし、負担額については、別途協議する。

1 8 添付資料

- (1) スポーツ教室等の実施状況（資料1）
- (2) 現状の利用料金（標準額）（資料2）
- (3) 利用料金の減免基準（資料3）
- (4) 施設の概要（資料4）
- (5) 施設の入館者数（資料5）
- (6) 年度別収支状況（資料6）
- (7) 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（資料7）
- (8) 行政財産の目的外使用許可の状況（資料8）
- (9) 貸付物品一覧（資料9）
- (10) リース契約一覧（資料10）
- (11) 現状の管理運営体制（資料11）
- (12) 修繕実績（資料12）

1 9 その他

応募書類の内容に関する調査

必要に応じて、応募書類等の内容について、応募者から聴取調査を行う。この場合において、詳細は、応募した法人等に後日連絡する。

【資料1】スポーツ教室等の実施状況

①年間スポーツ教室

目的：スポーツの基本（走る、とぶ、投げる等）の習得や技術の向上を目指すとともに、礼儀やルール・マナーを大切にする姿勢および、最後まで諦めない強い心を身に付けられることを目的とし、実施した。

実施内容：

教室名	対象	延べ参加人数（人）	期数（期）	回数	実施期間	指導者	参加料（円）
子ども運動	幼児	148	1	40	R4.4～R5.3	施設職員	3,560
子ども運動	小学生 低学年 (2コースあり)	674	1	80	〃	施設職員	3,560
子ども運動	小学生 高学年 (2コースあり)	357	1	80	〃	施設職員	3,560
新体操	小学生 低学年	312	1	40	〃	外部講師	3,560
新体操	小学生 高学年	290	1	40	〃	外部講師	3,560
サッカー	小学生 低学年 (2コースあり)	732	1	80	〃	施設職員	3,560
サッカー	小学生 高学年 (2コースあり)	803	1	80	〃	施設職員	3,560
女子サッカー	小学生	399	1	40	〃	施設職員	3,560

②短期スポーツ教室

目的：ライフステージに応じた運動・スポーツ機会の提供として成年期からの運動・

スポーツ活動の充実のためのスポーツ教室を実施した。

教室名	対象	延べ参加人数 (人)	期数 (期)	回数 (1期あたり)	指導者	参加料 (円)
バドミントン	大人	289	5	10	施設職員	2,030
卓球	大人	767	5	10	施設職員	2,030

実施期間：第1期 令和4年4月11日から5月19日

第2期 令和4年6月6日から7月21日

第3期 令和4年9月5日から10月17日

第4期 令和4年10月31日から12月12日

第5期 令和5年1月12日から2月16日

(2) イベント実施状況

イベント名：新体操教室発表会

目的：新体操教室参加者による発表会を開催し、参加生徒の意欲向上を図るとともに1年間の練習の成果を保護者等に見ていただくことを目的とする

実施内容：学年レベル別による演技

実施時期：令和5年3月22日

収入計画：参加料なし

参加人数：16人

○鳥取県立米子産業体育館の利用料金

令和元年9月27日
鳥取県告示第264号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第1号)第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立米子産業体育館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年鳥取県告示第180号(鳥取県立米子産業体育館の利用料金について)は、令和元年9月30日限り廃止する。

1 利用料金

(1) 体育館利用料

区分			単位	金額	
専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき。	大体育館	全面1時間につき	810円
				2分の1面1時間につき	400円
				3分の1面1時間につき	200円
			小体育館	全面1時間につき	200円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき。	大体育館	全面1時間につき	1,620円
			小体育館	全面1時間につき	300円
		入場料等を徴収しないとき。	大体育館	全面1時間につき	28,510円
			小体育館	全面1時間につき	7,120円
入場料等を徴収するとき。	大体育館	全面1時間につき	40,740円		
	小体育館	全面1時間につき	10,180円		
一般利用	一般		1人1回につき	70円	

(2) 会議室等利用料

区分			単位	金額	
フィットネスルーム	一般利用	回数券又は1月定期券によらないで利用する場合	一般	1人1回につき	300円
			高校生以下	1人1回につき	200円
		回数券により利用する場合	一般	回数券11枚につき	3,050円
			高校生以下	回数券11枚につき	2,030円
		1月定期券により利用する場合	一般	1人につき	2,540円
			高校生以下	1人につき	1,010円
中会議室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	710円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	960円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	1,470円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,980円	
小会議室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	250円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	350円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	560円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	710円	

(3) 設備利用料

ア 体育等設備利用料

区分	単位	金額
バスケットボール用具	1組1回につき	2,130円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
バドミントン用具	1組1回につき	50円
テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円

イ その他設備利用料

区分	単位	金額
音響装置	一式1回につき	1,060円
拡声装置	一式1回につき	1,060円
舞台照明装置	一式1回につき	1,060円
ワイヤレス・アンプ	一式1回につき	1,060円
マイクロホン	2本目から1本1回につき	200円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30円
シャワー	1人1回につき	30円
折りたたみ椅子	1脚1回につき	10円
長机(体育館)	1脚1回につき	20円

ウ 冷暖房利用料

区分	金額(1時間当たり)	
	冷房	暖房
大体育館	8,350円	7,530円
小体育館	2,030円	1,520円
中会議室	400円	710円
小会議室	300円	500円

エ 電灯利用料

1時間1灯当たり 10円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 大体育館、小体育館、中会議室又は小会議室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)及び(2)の表に定める利用料の額に(3)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において次に掲げる照度以上の照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)エに定める電灯利用料を加算するものとする。

区分		電灯数
大体育館	全面使用	24灯
	2分の1面使用	12灯
	3分の1面使用	8灯
小体育館	全面使用	6灯

- 4 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、(1)の表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。
- 5 (2)の表において「1月定期券」とは、利用券の券面に記載された期間内において、これを提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和元年9月17日
 - (2) 適用開始年月日 令和元年10月1日
附 則(令和3年告示第123号)
- この告示は、令和3年4月1日から施行する。

鳥取県立米子産業体育館の利用料減免基準

公益財団法人鳥取県スポーツ協会

減 免 事 由	減免率
一 施設使用料	
1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 55 条第 1 項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、その他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。（県内のものに限る。）	
(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校が利用するとき。	10 / 10
(2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 124 条に規定する専修学校が利用するとき。	10 / 10
(3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 55 条第 1 項の規定により指定された技能教育のための施設が利用するとき。	10 / 10
(4) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項の規定する保育所が利用するとき。	10 / 10
(5) 教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが利用するとき。	
ア 小学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10 / 10
イ 中学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10 / 10
ウ 高等学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10 / 10
2 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等のために利用するとき。（県内のものに限る。）	
(1) 全県の児童・生徒を対象とするとき。	10 / 10
(2) 郡市単位以上の児童・生徒を対象とするとき。	1 / 2
3 商工団体その他の団体が産業の振興のために行う講演会、講習会、展示会等のために利用するとき。	
(1) 県内の郡市以上の区域を地区とする商工団体が産業振興のため見本市、展示会等に利用するとき。	1 / 2
(2) 県内の郡市以上の区域を地区とする団体が産業の振興を図るために行う行事等に利用するとき。（（1）を除く。）	1 / 3
4 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、その他知事が別に定める基準に該当する心身に障がい有する者又は特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者（以下「障がい者等」という。）及びその介護者が利用するとき。	
(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10
(2) 療育手帳の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10
(4) 知事が別に定める基準に該当する心身に障がい有する者が一般利用するとき。	
ア 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者（児）として判定し、証明書を交付した者	10 / 10
イ 児童相談所長が、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 48 条第 3 号に定める自閉症を主たる症状とする児童であって、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者	10 / 10
ウ 小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（昭和 53 年 10 月 6 日付文初特第 309 号文部省初等中等教育局長通達）の第 1 の 8 に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者（知的障がい、病弱等に伴って情緒障がい有する者）	10 / 10
(5) 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10
(6) 特定医療費（指定難病）医療受給者の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10

(7) 上記(1)～(6)の介護者(障がい者等1名につき介護者1名)が一般利用するとき。	10/10
(8) 障がい者等及びその介護者(障がい者等1名につき介護者1名)が専用利用する場合で、障がい者等の社会参加を促進すると認められるとき。	
ア 障がい者等及びその介護者が利用者の1/2以上の場合	10/10
イ 障がい者等及びその介護者が利用者の1/2未満の場合	1/2
5 幼児、児童、生徒又は学生が専用利用(利用しようとする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。)の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。)をするとき。(全体の利用者に占める県内の生徒等の人数の割合が2分の1以上であるものに限る。)	10/10
6 70歳以上の者が利用するとき。	
(1) 70歳以上の者が一般利用するとき。	10/10
(2) 70歳以上の者が専用利用する場合で、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき。	
ア 70歳以上の者が利用者の1/2以上の場合	10/10
イ 70歳以上の者が利用者の1/2未満の場合	1/2
7 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)及びその介護者が利用するとき。	
(1) 要介護者等及びその介護者(要介護者等1名につき介護者1名)が一般利用するとき。	10/10
(2) 要介護者等及びその介護者(要介護者等1名につき介護者1名)が専用利用する場合で、要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。	
ア 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2以上の場合	10/10
イ 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2未満の場合	1/2
8 鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭のため利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があったものに限る。	10/10
9 その他産業及びスポーツの振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。	10/10
二 設備使用料	
1 体育等設備に関する減免は次のとおりとする。	10/10
一の1～3、一の5、一の7～9に該当する場合	
2 その他設備に関する減免は次のとおりとする。	10/10
一の1に該当する場合	
三 暖房又は冷房に係る額並びに体育館の照明(知事が必要と認める照度以上の照明)に係る額に関する減免は、一の1に限るものとする。	10/10



各種スポーツ教室

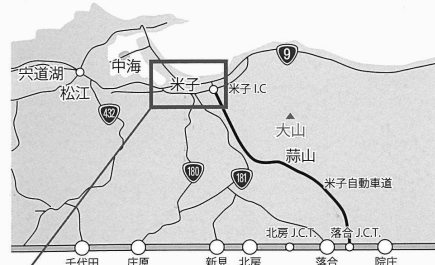


年間教室 年 40回 (月3回~4回) 開催
短期教室 1期 10回開催

開館時間と休館日

開館時間 9:00 ~ 22:00
休館日 毎月 第3水曜日
年末年始 12月29日~1月3日

案内図



無料駐車場 380台

お問い合わせ

鳥取県立 **米子産業体育館**
〒683-0802 鳥取県米子市東福原8丁目27-1
TEL 0859-35-0611 FAX 0859-35-0647
Email : info@yonago-santai.jp

ホームページ  <http://yonago-santai.jp/>
facebook  <https://ja-jp.facebook.com/santai.jp/>

鳥取県立 米子産業体育館

yonago sangyo taiikukan

スポーツと産業振興の拠点施設



施設のあらまし

■規模構造

敷地面積 21,116㎡
建物 鉄筋コンクリート造2階建
延面積 8,257.93㎡

■施設

施設名	面積	内容
大体育館		
フロア	1,836㎡	54m×34m
観覧席	1,502㎡	固定椅子2,000人収容
舞台	135㎡	18m×7.5m(最大)
小体育館	493㎡	29m×17m
中会議室×2	153㎡	3人掛け100人収容
小会議室×2	65㎡	3人掛け45人収容

■種目

種目	大体育館	小体育館
バスケットボール	2面	1面
バレーボール	3面	1面
バドミントン	12面	3面
卓球	15台	4台
テニス	3面	—
器械体操競技	男女一式	—

■設備

音響装置	コンセント設備
拡声装置	シャワー
舞台照明装置	折りたたみ椅子
ワイヤレス・アンプ	長机
マイクロホン	机

中会議室 (2室)

会議(～100人)の他・展示会
トレーニング室等として
利用可能

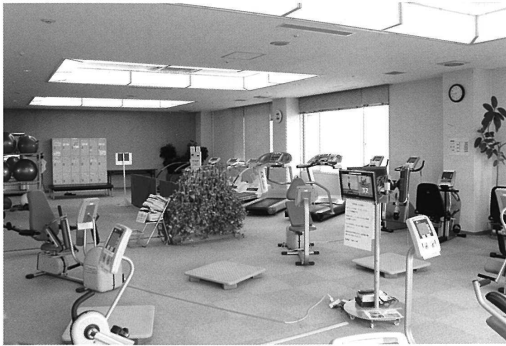


小会議室 (2室)

会議(～45人)の他
大会役員控室等として
利用可能



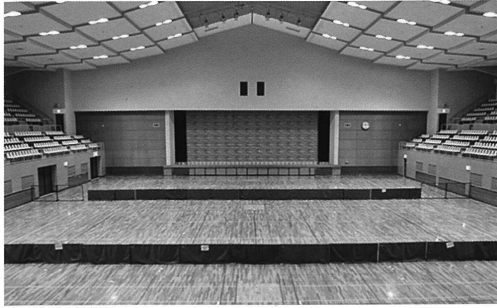
フィットネスルーム



- ボディリペア (マシンとステップ台のサーキットトレーニング)
- ランニングマシン
- ストレッチコーナー
- ディスクシット
- エアロバイク
- バランスボール
- メディシンボール他

チケット 当日券・回数券・1カ月定期券

大体育館



大規模スポーツ大会
展示会・集会等に利用可能
観覧席 2000人収容
控室 3室 更衣室男女各1室
放送室 医務室 記録役員室
シャワー室あり



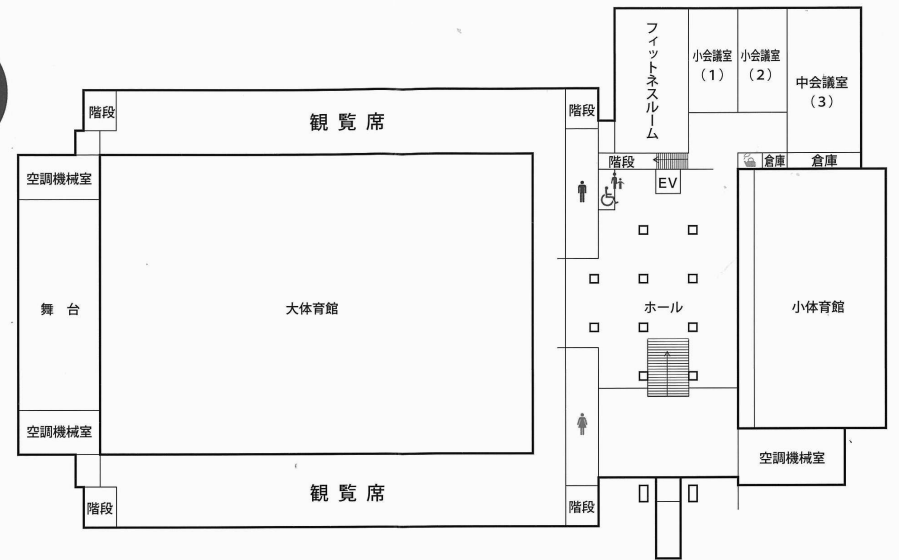
小体育館



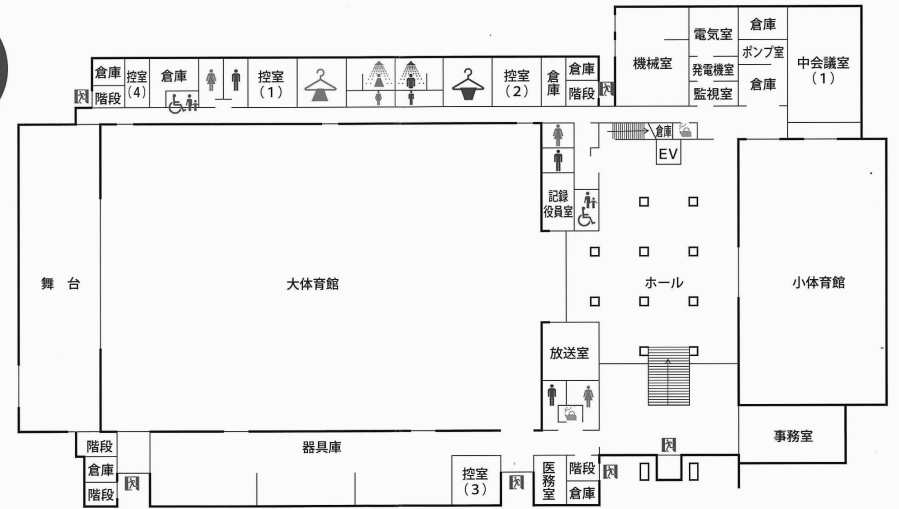
各種スポーツ・展示会
説明会等に利用可能



2階 平面図



1階 平面図



♂ 男子トイレ ♀ 女子トイレ ♿ 多目的トイレ ♂ 男子シャワー室 ♀ 女子シャワー室 👕 男子更衣室 👗 女子更衣室 🚿 給湯室 ⚠ 非常口

米子産業体育館 令和元年度利用者数

【資料5】施設の入館者数
(単位：人)

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大体育館	有料	8,251	2,680	8,251	2,436	6,028	6,805	0	0	0	0	0	641	35,092
	減免	930	871	930	2,220	745	1,602	0	0	0	0	0	301	7,599
小体育館	有料	1,020	889	1,020	1,710	755	1,453	3,942	1,557	1,719	791	1,436	1,003	17,295
	減免	401	310	401	276	340	377	421	302	350	232	362	378	4,150
中会議室	有料	278	391	278	759	250	382	617	1,196	691	351	148	111	5,452
	減免	58	46	58	57	68	68	163	166	99	64	151	92	1,090
小会議室	有料	438	397	438	409	340	291	422	484	360	270	583	388	4,820
	減免	6	5	6	13	0	5	11	5	9	14	4	7	85
一般利用	有料	10	10	10	17	22	9	3	6	1	0	4	8	100
	減免	13	4	13	4	15	4	1	2	2	0	3	12	73
フィットネスルーム	有料	812	807	812	777	718	679	873	681	631	501	812	141	8,244
	減免	635	665	635	662	517	634	604	530	522	400	652	120	6,576
教室		502	687	502	821	548	648	604	621	581	363	459	43	6,379
イベント		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		13,354	7,762	13,354	10,161	10,346	12,957	7,661	5,550	4,965	2,986	4,614	3,245	96,955

米子産業体育館 令和2年度利用者数

【資料5】施設の入館者数
(単位：人)

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大体育館	有料	570	367	1,322	1,557	1,522	2,001	5,029	6,722	2,192	1,590	4,914	2,202	29,988
	減免	263	788	1,264	1,544	545	1,160	2,494	969	771	625	604	1,030	12,057
小体育館	有料	335	184	582	723	664	807	859	846	975	960	853	2,267	10,055
	減免	101	118	244	220	189	577	174	284	208	198	197	310	2,820
中会議室	有料	235	18	261	146	150	548	321	203	353	685	341	363	3,624
	減免	14	21	65	70	88	41	45	36	60	49	90	146	725
小会議室	有料	100	136	468	401	425	227	505	481	509	310	281	511	4,354
	減免	0	13	18	0	0	0	22	29	24	3	49	14	172
一般利用	有料	6	16	36	44	67	30	32	23	28	15	13	25	335
	減免	4	18	15	30	49	37	14	24	21	5	7	29	253
フィットネスルーム	有料	0	0	261	336	298	257	296	266	288	345	278	365	2,990
	減免	0	0	185	245	193	243	279	260	273	206	236	281	2,401
教室		77	0	573	667	401	575	446	600	333	489	468	328	4,957
イベント		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		1,705	1,679	5,294	5,983	4,591	6,503	10,516	10,743	6,035	5,480	8,331	7,871	74,731

米子産業体育館 令和3年度利用者数

【資料5】施設の入館者数
(単位：人)

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大体育館	有料	2,180	2,526	1,621	1,905	2,041	3,172	4,958	5,579	5,379	4,356	1,181	1,752	36,650
	減免	971	1,052	3,649	859	760	2,367	2,670	637	736	653	339	726	15,419
小体育館	有料	918	980	912	2,617	1,072	902	659	1,928	1,178	845	657	2,191	14,859
	減免	297	230	364	168	265	396	309	163	255	217	164	290	3,118
中会議室	有料	415	516	213	200	203	519	486	102	315	367	95	268	3,699
	減免	110	104	113	45	97	74	127	81	59	26	62	64	962
小会議室	有料	328	302	249	242	227	223	494	357	340	144	392	157	3,455
	減免	34	24	20	33	0	0	3	3	7	9	4	0	137
一般利用	有料	38	45	20	52	103	34	35	42	22	39	37	35	502
	減免	19	35	25	65	90	36	33	28	14	34	26	33	438
フィットネスルーム	有料	299	253	209	220	203	172	158	188	239	260	195	186	2,582
	減免	296	247	210	213	234	321	296	308	257	263	268	281	3,194
教室		588	515	611	492	337	580	645	535	542	369	108	424	5,746
イベント		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		6,493	6,829	8,216	7,111	5,632	8,796	10,873	9,951	9,343	7,582	3,528	6,407	90,761

米子産業体育館 令和4年度利用者数

【資料5】施設の入館者数
(単位：人)

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大体育館	有料	2,034	2,527	8,354	2,657	2,252	5,967	2,451	13,823	2,170	1,477	1,952	4,639	50,303
	減免	772	1,939	3,209	1,540	708	3,118	3,807	1,550	539	1,899	593	660	20,334
小体育館	有料	8,303	3,512	570	671	923	1,132	1,514	974	808	782	932	908	21,029
	減免	168	255	191	214	232	218	252	201	256	255	306	294	2,842
中会議室	有料	327	432	284	232	539	462	368	933	710	708	932	1,139	7,066
	減免	61	104	55	31	17	47	123	27	54	25	49	31	624
小会議室	有料	247	411	199	193	352	525	460	406	400	240	558	439	4,430
	減免	4	0	0	0	2	0	0	4	8	4	8	4	34
一般利用	有料	40	60	12	41	50	20	31	14	28	24	11	15	346
	減免	43	76	15	55	68	23	35	12	24	27	9	26	413
フィットネスルーム	有料	176	164	134	144	159	134	144	157	216	253	248	160	2,089
	減免	308	276	281	239	208	220	212	200	220	218	292	295	2,969
教室		443	422	485	337	262	413	422	389	330	293	433	342	4,571
イベント		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		12,926	10,178	13,789	6,354	5,772	12,279	9,819	18,690	5,763	6,205	6,323	8,952	117,050

【令和4年度】

9 収支状況

(単位：円)

	科目	金額
収入項目	施設使用料収益	12,994,630
	教室参加料収益	4,594,090
	イベント収益	0
	雑収益	12,600
	自動販売機手数料	1,341,702
	県委託料	県委託料 34,971,000 キャッシュレス委託料 4,406
収入合計		53,918,428
支出項目	給料手当	18,931,820
	賃金	1,750,642
	報酬	74,915
	福利厚生費	5,117,814
	職員手当	6,580,569
	旅費交通費	102,908
	通信運搬費	175,904
	消耗品費	706,405
	修繕費	1,337,215
	印刷製本費	390,107
	燃料費	1,065,732
	光熱水料費	6,896,291
	賃借料	325,104
	保険料	227,090
	租税公課	2,715,290
	報償費	675,000
	食糧費	0
	手数料	559,885
	委託料	7,831,516
負担金補助	61,353	
備品購入費	0	
支出合計		55,525,560
収入合計 - 支出合計		△1,607,132

【令和3年度】

9 収支状況

(単位：円)

	科目	金額	
収入項目	施設使用料収益	10,207,910	
	教室参加料収益	5,569,980	
	雑収益	12,220	
	自動販売機手数料	998,813	
	県委託料	指定管理料	33,080,000
		キャッシュレス委託料	1,728
収入合計		49,870,651	
支出項目	給料手当	17,859,388	
	賃金	1,790,677	
	報酬	70,800	
	福利厚生費	5,176,222	
	報酬	70,800	
	職員手当	5,889,752	
	旅費交通費	34,064	
	通信運搬費	167,401	
	消耗品費	510,027	
	修繕費	525,800	
	印刷製本費	220,448	
	燃料費	677,499	
	光熱水料費	4,999,133	
	賃借料	325,104	
	保険料	227,090	
	租税公課	2,698,582	
	報償費	550,500	
	手数料	491,647	
	委託料	7,820,516	
	負担金補助	60,053	
備品購入費	198,000		
支出合計		50,363,503	
収入合計 - 支出合計		△492,852	

【令和2年度】

9 収支状況

(単位：円)

	科目	金額
収入項目	施設使用料収益	8,059,830
	教室参加料収益	4,127,010
	雑収益	908,340
	自動販売機手数料	890,436
	県委託料	指定管理料 33,080,000 キャッシュレス委託料 2,823
収入合計		47,068,439
支出項目	給料手当	18,053,680
	賃金	1,604,550
	福利厚生費	5,290,040
	職員手当	6,985,507
	旅費交通費	30,063
	通信運搬費	151,906
	消耗品費	391,202
	修繕費	1,088,710
	印刷製本費	369,688
	燃料費	5,148
	光熱水料費	4,752,408
	賃借料	325,104
	保険料	227,090
	租税公課	2,964,829
	報償費	478,500
	手数料	512,671
委託料	7,548,360	
負担金補助	51,092	
支出合計		50,830,548
収入合計 - 支出合計		△3,762,109

【令和元年度】

8 収支状況

(単位：円)

	科目	金額
収 入	施設使用料収益	19,305,600
	教室参加料収益	6,073,540
	雑収益	18,460
	自動販売機手数料	1,453,987
	県委託料	指定管理料 35,515,504 キャッシュレス決済業務 970
収入合計		62,368,061
支 出	給料手当	17,452,400
	賃金	2,158,150
	福利厚生費	4,979,120
	職員手当	6,327,548
	旅費交通費	133,140
	通信運搬費	194,511
	消耗品費	3,161,332
	修繕費	4,127,930
	印刷製本費	804,363
	燃料費	1,087,737
	光熱水料費	8,003,457
	賃借料	296,568
	保険料	227,090
	租税公課	2,547,120
	報償費	551,500
	手数料	1,047,194
	委託料	7,306,189
	負担金補助	19,872
備品購入費	814,028	
支出合計		61,239,249
収入合計－支出合計		1,128,812

○鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例

平成9年3月25日
鳥取県条例第1号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立産業体育館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(平17条例58・一部改正)

(設置)

第2条 集会、展示会、スポーツ等の用に供し、もって産業とスポーツの振興を図るため、鳥取県立産業体育館(以下「産業体育館」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
鳥取県立鳥取産業体育館	鳥取市
鳥取県立米子産業体育館	米子市

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、産業体育館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) 産業体育館の施設設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、産業体育館の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(平17条例58・追加、平18条例30・平26条例10・一部改正)

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(平17条例58・追加、平18条例30・平20条例8・平26条例10・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第5条 産業体育館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 産業体育館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(平17条例58・追加、平18条例30・平26条例10・一部改正)

(利用の許可)

第6条 産業体育館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 産業体育館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、産業体育館の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、産業体育館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(平17条例58・旧第3条繰下・一部改正、平18条例30・平26条例10・一部改正)

(行為の制限等)

第7条 産業体育館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 産業体育館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、産業体育館への入館を拒み、又は産業体育館からの退去を命ずることができる。

(平17条例58・旧第4条繰下・一部改正、平18条例30・平26条例10・一部改正)

(措置命令)

第8条 指定管理者は、産業体育館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(平17条例58・旧第5条繰下・一部改正)

(利用許可の取消し)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、産業体育館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(平17条例58・旧第6条繰下・一部改正、平18条例30・平26条例10・一部改正)

(利用料金)

第10条 産業体育館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(平17条例58・旧第7条繰下・一部改正)

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(平17条例58・旧第8条繰下・一部改正)

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、産業体育館の管理に関する事項は、規則で定める。

(平17条例58・旧第10条繰下、平18条例30・平26条例10・一部改正)

附 則

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 第9条の規定の適用については、この条例の施行の日から平成11年3月31日までの間、同条中「財団法人鳥取県体育協会」とあるのは「財団法人鳥取県福祉事業団」とする。

附 則(平成11年条例第11号)抄

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第58号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の前日に改正前の鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則(平成18年条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第58号)附則第2項の規定に基づき知事が行った同項に規定する指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、教育委員会が行った行為とみなす。

- 3 施行日前に改正前の鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、改正後の鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則(平成20年条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせることとした同項に規定する指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

附 則(平成26年条例第10号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

行政財産の目的外使用許可の状況

施設名 鳥取県立米子産業体育館

1 指定管理者において使用許可するもの

利用団体名	利用内容	数量又は面積	使用許可期間	現在の使用料の額
コカ・コーラボトラーズジャパン (株)	飲料水等	1 台	H31. 4. 1～R6. 3. 31	売上額の42. 0%
	飲料水等	1 台	H31. 4. 1～R6. 3. 31	売上額の40. 0%
えびす本郷 (株)	飲料水等	1 台	H31. 4. 1～R6. 3. 31	売上額の40. 0%
	アイスクリーム	1 台	H31. 4. 1～R6. 3. 31	売上額の15. 0%
ダイドーウエストベンディング (株)	飲料水等	1 台	H31. 4. 1～R6. 3. 31	売上額の38. 2%
	飲料水等	1 台	H31. 4. 1～R6. 3. 31	売上額の36. 7%
アシード (株)	飲料水等	1 台	H31. 4. 1～R6. 3. 31	売上額の33. 0%

2 県において使用許可するもの

利用団体名	利用内容	数量又は面積	使用許可期間	現在の使用料の額
中国電力ネットワーク株式会社 米子ネットワークセンター	電力供給のための配電線施設	支柱1本 支線2条	H31. 4. 1～R6. 3. 31	年額 4,500円
中国電力ネットワーク株式会社 米子ネットワークセンター	電力供給のための配電線施設	電柱1本 支柱1本 支線1条	R2. 4. 1～R7. 3. 31	年額 4,500円
中国電力ネットワーク株式会社 米子ネットワークセンター	電力供給のための配電線施設	電柱5本 支線1条	R4. 4. 1～R9. 3. 31	年額 9,000円
中国電力ネットワーク株式会社 米子ネットワークセンター	電力供給配電線支持物施設	支線1条	R4. 4. 1～R9. 3. 31	年額 1,500円
西日本電信電話株式会社 鳥取支店	公衆電話室設置	1. 21㎡	R5. 4. 1～R10. 3. 31	年額 1,500円
西日本電信電話株式会社 鳥取支店	電気通信設備設置	共架電柱6本	R4. 4. 1～R9. 3. 31	年額 1,500円
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ ソリューション事業統括本部	電気通信設備設置	共架電柱1本	R4. 4. 1～R9. 3. 31	年額 9,000円
米子市	米子市防火水槽設置	40㎡	H31. 4. 1～R6. 3. 31	免除
株式会社中海テレビ放送	CATVケーブル施設	共架電柱7本	R4. 4. 1～R9. 3. 31	年額 10,500円
公益財団法人鳥取県スポーツ協会	指定管理施設職員駐車場	土地12. 5㎡ ×5区画	R5. 4. 1～R6. 3. 31	月額 21,665円

【資料9】貸付物品一覧

	備品番号	品名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額	耐用年数	貸付先
366	40900978	どんちょう及び諸幕	川島織物製	19970401	345,454	5	米子産業体育館
367	40900979	どんちょう及び諸幕	川島織物製	19970401	345,454	5	米子産業体育館
368	40900980	どんちょう及び諸幕	川島織物製	19970401	345,454	5	米子産業体育館
369	40900981	どんちょう及び諸幕	川島織物製	19970401	345,454	5	米子産業体育館
370	40900982	どんちょう及び諸幕	川島織物製	19970401	345,454	5	米子産業体育館
371	40900983	どんちょう及び諸幕	川島織物製	19970401	345,454	5	米子産業体育館
372	40900984	どんちょう及び諸幕	川島織物製	19970401	345,454	5	米子産業体育館
373	40900985	どんちょう及び諸幕	川島織物製	19970401	345,454	5	米子産業体育館
374	40900986	どんちょう及び諸幕	川島織物製	19970401	345,454	5	米子産業体育館
375	40900987	どんちょう及び諸幕	川島織物製	19970401	345,454	5	米子産業体育館
376	40900988	どんちょう及び諸幕	川島織物製	19970401	345,454	5	米子産業体育館
377	41103325	コイル式跳躍板	セノーAJ0504ハードタイプ	20000224	164,220	3	米子産業体育館
378	41103326	コイル式跳躍板	セノーAJ0503レギュラータイプ	20000224	164,220	3	米子産業体育館
379	41103327	トランポリン	ツムラP-016スカイポリンスプリング100本吊	20000302	630,000	3	米子産業体育館
380	41400915	段違い平行棒用追加下敷マット	AM580060 120mm厚着地マット下敷き用	20020607	794,850	3	米子産業体育館
381	41400917	跳馬用追加下敷マット	AM580062 120mm厚マット下敷き用	20020607	309,750	3	米子産業体育館
382	41601052	平行棒	セノーAC1060	20040625	732,375	3	米子産業体育館
383	41601053	つり輪	セノーAB0320	20040625	618,975	3	米子産業体育館
384	41601054	平均台	セノーAG0131	20040625	522,900	3	米子産業体育館
385	41601055	競技用追加マット(男子跳馬競技用)	セノーAM0605	20040625	275,625	3	米子産業体育館
386	41601056	競技用追加マット(鉄棒競技用)	セノーAM0602	20040625	275,625	3	米子産業体育館
387	41601057	競技用追加マット(鉄棒競技用)	セノーAM0602	20040625	275,625	3	米子産業体育館
388	41601058	競技用追加マット(女子跳馬競技用)	セノーAM0603	20040625	296,625	3	米子産業体育館
389	41601059	競技用追加マット(段違い平行棒競技用)	セノーAM0600	20040625	148,050	3	米子産業体育館
390	41601060	競技用追加マット(平均台競技用)	セノーAM0600	20040625	148,050	3	米子産業体育館
391	41801200	バドミントン得点板	セノーDS0650	20061013	101,168	3	米子産業体育館
392	41801201	バドミントン得点板	セノーDS0650	20061013	101,168	3	米子産業体育館
393	41801202	バドミントン得点板	セノーDS0650	20061013	101,168	3	米子産業体育館
394	41801203	バドミントン得点板	セノーDS0650	20061013	101,168	3	米子産業体育館
395	41801204	バドミントン得点板	セノーDS0650	20061013	101,168	3	米子産業体育館
396	41801205	バドミントン得点板	セノーDS0650	20061013	101,168	3	米子産業体育館
397	41801206	バドミントン得点板	セノーDS0650	20061013	101,168	3	米子産業体育館
398	41801207	バドミントン得点板	セノーDS0650	20061013	101,168	3	米子産業体育館
399	41801208	バドミントン得点板	セノーDS0650	20061013	101,168	3	米子産業体育館
400	41801209	バドミントン得点板	セノーDS0650	20061013	101,168	3	米子産業体育館
401	41801210	バドミントン得点板	セノーDS0650	20061013	101,168	3	米子産業体育館
402	41801211	バドミントン得点板	セノーDS0650	20061013	101,168	3	米子産業体育館
403	41801424	バレーボール用支柱カバー	都村VT-4671	20061012	72,450	3	米子産業体育館
404	42002208	音響設備(ミキサー)	YAMAHA MG206C	20090319	216,646	5	米子産業体育館
405	42100457	ゆか	セノー AH0401	20090401	9,942,075	3	米子産業体育館
406	42100458	ゆか	セノー AH0401	20090401	9,942,075	3	米子産業体育館
407	42100459	ゆか用運搬車	セノー AH040002	20090401	241,535	3	米子産業体育館
408	42100460	ゆか用運搬車	セノー AH040002	20090401	241,535	3	米子産業体育館
409	42100461	ゆか用運搬車	セノー AH040002	20090401	241,535	3	米子産業体育館
410	42100462	ゆか用運搬車	セノー AH040002	20090401	241,535	3	米子産業体育館
411	42100463	ゆか用運搬車	セノー AH040002	20090401	241,535	3	米子産業体育館
412	42100464	ゆか用運搬車	セノー AH040002	20090401	241,535	3	米子産業体育館
413	42100805	鉄棒	セノー AA050	20090721	422,300	3	米子産業体育館
414	42100811	平均台	セノー AG0101	20090721	469,577	3	米子産業体育館

415	42100813	助走路	セノー AK0111	20090721	954,398	3	米子産業体育館
416	42100814	助走路	セノー AK0111	20090721	954,398	3	米子産業体育館
417	42100815	鉄棒用着地マット	セノー AM5020	20090721	2,595,600	3	米子産業体育館
418	42100816	つり輪用着地マット	セノー AM5120	20090721	1,421,400	3	米子産業体育館
419	42100817	男子跳馬用着地マット	セノー AM5220	20090721	1,421,400	3	米子産業体育館
420	42100820	段違い平行棒用着地マット	セノー AM5520	20090721	2,600,750	3	米子産業体育館
421	42100822	女子跳馬用着地マット	セノー AM5720	20090721	1,173,170	3	米子産業体育館
422	42100823	体操得点表示板	セノー AS9100	20090721	390,370	3	米子産業体育館
423	42100824	体操得点表示板	セノー AS9100	20090721	390,370	3	米子産業体育館
424	42100825	体操得点表示板	セノー AS9100	20090721	390,370	3	米子産業体育館
425	42100826	体操得点表示板	セノー AS9100	20090721	390,370	3	米子産業体育館
426	42100827	体操得点表示板	セノー AS9100	20090721	390,370	3	米子産業体育館
427	42100828	体操得点表示板	セノー AS9100	20090721	390,370	3	米子産業体育館
428	42100829	体操得点表示板	セノー AS9100	20090721	390,370	3	米子産業体育館
429	42100830	体操得点表示板	セノー AS9100	20090721	390,370	3	米子産業体育館
430	42100831	体操得点表示板	セノー AS9100	20090721	390,370	3	米子産業体育館
431	42100832	体操得点表示板	セノー AS9100	20090721	390,370	3	米子産業体育館
432	42100833	跳馬跳躍表示板(男子用)	セノー AS1501	20090721	51,500	3	米子産業体育館
433	42100834	跳馬跳躍表示板(女子用)	セノー AS1540	20090721	53,251	3	米子産業体育館
434	42100845	ソフトマット	セノー AM9101	20090721	78,898	3	米子産業体育館
435	42100846	ソフトマット	セノー AM9101	20090721	78,898	3	米子産業体育館
436	42100847	ソフトマット	セノー AM9101	20090721	78,898	3	米子産業体育館
437	42100848	ソフトマット	セノー AM9101	20090721	78,898	3	米子産業体育館
438	42100849	ソフトマット	セノー AM9101	20090721	78,898	3	米子産業体育館
439	42100852	ソフトマット	セノー AM9101	20090721	79,310	3	米子産業体育館
440	42100853	ソフトマット	セノー AM9101	20090721	79,310	3	米子産業体育館
441	42100854	ソフトマット	セノー AM9101	20090721	79,310	3	米子産業体育館
442	42100855	ソフトマット	セノー AM9101	20090721	79,310	3	米子産業体育館
443	42100856	ソフトマット	セノー AM9101	20090721	79,310	3	米子産業体育館
444	42100857	ソフトマット	セノー AM9101	20090721	79,310	3	米子産業体育館
445	42100898	ゆか用ミドルクッションt40	(株)セノー製 AH040N12 (インターロック91枚カバー)	20090806	3,843,000	3	米子産業体育館
446	42100899	運搬車	(株)セノー製 AH040006	20090806	220,500	3	米子産業体育館
447	42100900	運搬車	(株)セノー製 AH040006	20090806	220,500	3	米子産業体育館
448	42100901	運搬車	(株)セノー製 AH040006	20090806	220,500	3	米子産業体育館
449	42100902	運搬車	(株)セノー製 AH040006	20090806	220,500	3	米子産業体育館
450	42102738	跳躍板(スプリング式)	Senoh AJ0700	20100225	218,400	3	米子産業体育館
451	42102739	跳躍板(スプリング式)	Senoh AJ0700	20100225	218,400	3	米子産業体育館
452	42102740	跳躍板(スプリング式)	Senoh AJ0700	20100225	218,400	3	米子産業体育館
453	42102741	競技用追加マット(吊輪・平行棒用)	Senoh AM0600	20100225	163,800	3	米子産業体育館
454	42102742	競技用追加マット(吊輪・平行棒用)	Senoh AM0600	20100225	163,800	3	米子産業体育館
455	42102743	競技用追加マット(段違い平行棒用)	Senoh AM0602	20100225	302,400	3	米子産業体育館
456	42102744	競技用追加マット(段違い平行棒用)	Senoh AM0602	20100225	302,400	3	米子産業体育館
457	42102745	段違い平行棒	Senoh AD0122	20100225	682,500	3	米子産業体育館
458	42102746	鉄棒用支柱(AA0520用)	Senoh AA050M19	20100225	112,350	3	米子産業体育館
459	42102779	バスケット板	都村製作所 BA6022 バスケットリングBA8025付き	20100225	294,000	3	米子産業体育館
460	42102780	バスケット板	都村製作所 BA6022 バスケットリングBA8025付き	20100225	294,000	3	米子産業体育館
461	42102781	バスケット板上下調節装置	都村製作所 BA903	20100225	204,750	3	米子産業体育館
462	42102782	バスケット板上下調節装置	都村製作所 BA903	20100225	204,750	3	米子産業体育館
463	42102813	バレーボール支柱	セノー DE1030	20100225	306,338	3	米子産業体育館
464	42102814	バレーボール支柱	セノー DE1030	20100225	306,338	3	米子産業体育館
465	42102815	バレーボール支柱	セノー DE1030	20100225	306,338	3	米子産業体育館

466	42102816	バレーボール支柱	セノー DE1030	20100225	306,338	3	米子産業体育館
467	42102821	バレーボール支柱カバー(ウレタン製)	セノー DE2000	20100225	138,600	3	米子産業体育館
468	42102822	バレーボール支柱カバー(ウレタン製)	セノー DE2000	20100225	138,600	3	米子産業体育館
469	42102823	バレーボール支柱カバー(ウレタン製)	セノー DE2000	20100225	138,600	3	米子産業体育館
470	42102824	バレーボール支柱カバー(ウレタン製)	セノー DE2000	20100225	138,600	3	米子産業体育館
471	42102828	バレーボール審判台	セノー DL0520	20100225	344,400	3	米子産業体育館
472	42102829	バレーボール審判台	セノー DL0520	20100225	344,400	3	米子産業体育館
473	42102830	バレーボール審判台	セノー DL0520	20100225	344,400	3	米子産業体育館
474	42102783	プロジェクター	SANYO LP-XW300(W) RGBケーブル10m(KB-CHD1510K)	20100226	84,420	5	米子産業体育館
475	42200716	バスケットゴール台	セノー DA0666	20100819	9,240,000	3	米子産業体育館
476	42200717	バスケットゴール台	セノー DA0666	20100819	9,240,000	3	米子産業体育館
477	42200718	セッティングゲージ	セノー DA060004	20100819	220,500	3	米子産業体育館
478	42200719	セッティングゲージ	セノー DA060004	20100819	220,500	3	米子産業体育館
479	42200720	オルタネイティングポジション表示器	セノー DS4600	20100819	61,950	3	米子産業体育館
480	42200721	オルタネイティングポジション表示器	セノー DS4600	20100819	61,950	3	米子産業体育館
481	42200748	ファール回数表示器	モルテン BFDDP 2台、BFDBX 1台、BFDFS 2台、PD30 1本	20100819	483,000	3	米子産業体育館
482	42200749	ファール回数表示器	モルテン BFDDP 2台、BFDBX 1台、BFDFS 2台、PD30 1本	20100819	483,000	3	米子産業体育館
483	42200750	システムカウンター	モルテン SCXSDP、SCXTDP、SCXDDP、SCFS、NLR、D9P05C 2本、D9P80C、SCXBX	20100819	330,750	3	米子産業体育館
484	42200751	システムカウンター	モルテン SCXSDP、SCXTDP、SCXDDP、SCFS、NLR、D9P05C 2本、D9P80C、SCXBX	20100819	330,750	3	米子産業体育館
485	42200752	大響ブザー	BHNDX、DTRS	20100819	104,475	3	米子産業体育館
486	42200753	大響ブザー	BHNDX、DTRS	20100819	104,475	3	米子産業体育館
487	42202105	音響設備一式	仕様書のとおり	20110228	1,540,297	5	米子産業体育館
488	42300496	卓球台	カワイ KSN-507B ニッタク NT3403 ニッタク NT3514	20110729	90,825	3	米子産業体育館
489	42300497	卓球台	カワイ KSN-507B ニッタク NT3403 ニッタク NT3514	20110729	90,825	3	米子産業体育館
490	42300498	卓球台	カワイ KSN-507B ニッタク NT3403 ニッタク NT3514	20110729	90,825	3	米子産業体育館
491	42300499	卓球台	カワイ KSN-507B ニッタク NT3403 ニッタク NT3514	20110729	90,825	3	米子産業体育館
492	42300500	卓球台	カワイ KSN-507B ニッタク NT3403 ニッタク NT3514	20110729	90,825	3	米子産業体育館
493	42503579	遮光カーテン	東リ エコシャドーII TKY9314	20140319	162,750	3	米子産業体育館
494	42600887	ショットクロック	セノー ショットクロック操作盤 DS340M30	20141031	142,992	8	米子産業体育館
495	42600888	ショットクロック	セノー ショットクロック操作盤 DS340M30	20141031	142,992	8	米子産業体育館
496	42700262	卓球台	カワイ KSN-561B	20150706	94,230	8	米子産業体育館
497	42700263	卓球台	カワイ KSN-561B	20150706	94,230	8	米子産業体育館
498	42700264	卓球台	カワイ KSN-561B	20150706	94,230	8	米子産業体育館
499	42700265	卓球台	カワイ KSN-561B	20150706	94,230	8	米子産業体育館
500	42700266	卓球台	カワイ KSN-561B	20150706	94,230	8	米子産業体育館
501	42700267	卓球台	カワイ KSN-561B	20150706	94,230	8	米子産業体育館
502	42700268	卓球台	カワイ KSN-561B	20150706	94,230	8	米子産業体育館
503	42700269	卓球台	カワイ KSN-561B	20150706	94,230	8	米子産業体育館
504	42700270	卓球台	カワイ KSN-561B	20150706	94,230	8	米子産業体育館
505	42700271	卓球台	カワイ KSN-561B	20150706	94,230	8	米子産業体育館
506	42700272	卓球台	カワイ KSN-561B	20150706	94,230	8	米子産業体育館
507	42700273	卓球台	カワイ KSN-561B	20150706	94,230	8	米子産業体育館
508	42700274	卓球台	カワイ KSN-561B	20150706	94,230	8	米子産業体育館
509	42700275	卓球台	カワイ KSN-561B	20150706	94,230	8	米子産業体育館
510	42700276	卓球台	カワイ KSN-561B	20150706	94,230	8	米子産業体育館
511	42700277	卓球台	カワイ KSN-561B	20150706	94,230	8	米子産業体育館
512	42700278	卓球台	カワイ KSN-561B	20150706	94,230	8	米子産業体育館
513	42700279	卓球台	カワイ KSN-561B	20150706	94,230	8	米子産業体育館
514	42700280	卓球台	カワイ KSN-561B	20150706	94,230	8	米子産業体育館
515	42700281	卓球台	カワイ KSN-561B	20150706	94,230	8	米子産業体育館
516	42700393	ワイヤレスアンプ	TOA WA-2800CD フェーザーユニット TOA WTU-1820 ワイヤレスマイク TOA WM-1220	20150716	223,560	5	米子産業体育館

517	42701922	円馬	セノー株式会社 AF2011	20160308	202,608	8	米子産業体育館
518	42800075	卓球台	TSP TE-25	20160530	105,300	8	米子産業体育館
519	42800076	卓球台	TSP TE-25	20160530	105,300	8	米子産業体育館
520	42800077	卓球台	TSP TE-25	20160530	105,300	8	米子産業体育館
521	42800078	卓球台	TSP TE-25	20160530	105,300	8	米子産業体育館
522	42800079	卓球台	TSP TE-25	20160530	105,300	8	米子産業体育館
523	42800080	卓球台	TSP TE-25	20160530	105,300	8	米子産業体育館
524	42800081	卓球台	TSP TE-25	20160530	105,300	8	米子産業体育館
525	42800082	卓球台	TSP TE-25	20160530	105,300	8	米子産業体育館
526	42800083	卓球台	TSP TE-25	20160530	105,300	8	米子産業体育館
527	42800084	卓球台	TSP TE-25	20160530	105,300	8	米子産業体育館
528	50001930	平均台用着地マット	セノー株式会社 AM7610	20180621	3,866,400	8	米子産業体育館
529	50005354	AED(自動体外式除細動器)	<small>パナソニック製(1基)→33→4611・東亜製(1基)→パナソニック製(1基) 光栄製(1基)→パナソニック製(1基) AED用マット(12本付)</small>	20191211	162,800	5	米子産業体育館
530	50006033	あん馬	セノー株式会社 AF021262	20200625	829,400	3	米子産業体育館
531	50006034	あん馬マット	セノー株式会社 AM5370	20200625	1,716,000	3	米子産業体育館
532	50006035	跳馬	セノー株式会社 AE0500	20200625	723,800	3	米子産業体育館
533	50006036	跳馬	セノー株式会社 AE0500	20200625	723,800	3	米子産業体育館
534	50008597	床用カーペットフェイスセット	<small>セノー株式会社 床用カーペットフェイスセット(品番:AH040N32)</small>	20220615	3,437,500	3	米子産業体育館
535	50008598	床用カーペットフェイスセット	<small>セノー株式会社 床用カーペットフェイスセット(品番:AH040N32)</small>	20220615	3,437,500	3	米子産業体育館
536	50008599	つり輪(1基)・つり輪用振止め器(1本)	<small>セノー株式会社 つり輪(品番:AB032062)、つり輪用振止め器(品番:AB000015)</small>	20220615	935,000	3	米子産業体育館
537	50008600	平行棒	セノー株式会社 平行棒(品番:AC0200)	20220615	1,072,500	3	米子産業体育館

